

【別表】被害類型別 支援の流れ

1 生命・身体に被害を受けた場合(殺人、傷害など)

初期 《被害直後の支援》	中期 《安全な生活確保》	長期 《自立生活の促進》
一般的な刑事手続の流れ		
<p>【警察】</p> <p>事件発生 → 捜査開始 → 犯人特定 → 検警送致</p> <p>現場確保 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・要死見分</p> <p>○逮捕 ○任意出頭 ○身柄付送致 ○書類送致</p>	<p>【警察・検察庁】</p> <p>勾留請求 → 取調べ → 処分</p> <p>・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>○不起訴 ○検察官 ○起訴 ○検察官 ○起訴 ○検察官 ○起訴</p>	<p>【裁判所】</p> <p>冒頭手続 → 証拠手続 → 弁論手続 → 判決</p>
司法関連に係る支援		
<p>【相談】</p> <p>○警察</p> <p>・警察総合相談電話 ○(公財)奈良県暴力団追放県民センター ・電話・相談等による相談 ・弁護士紹介</p> <p>【訪問・連絡活動】</p> <p>○警察 ・地域警察官による訪問活動</p> <p>【公費による支出】</p> <p>○警察 ・公費負担制度 ・遗体搬送費用 ・カウンセリング費用</p> <p>【初級支援】</p> <p>○警察 ・犯罪被害者支援要員制度 ・捜査活動や病院への付添 ・自宅等への送迎 ・相談・関係機関紹介等 ・被害者の手引」配付</p> <p>【情報提供】</p> <p>○日本司法支援センター(法テラス) ・精通弁護士紹介</p> <p>【捜査状況等の提供】</p> <p>○警察 ・被害者連絡制度</p>	<p>【犯罪被害者給付制度】</p> <p>○警察 ・遺族給付金 ・遺族給付金 ・被害者等通知制度</p> <p>○地方検察庁 ・処分・裁判結果、犯人の住所情報等通知</p> <p>【司法手続き支援】</p> <p>○地方検察庁 ・被害者支援員 〔法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助〕 ○弁護士(犯罪被害者支援委員会) ・無料法律相談(2回目から有料)</p> <p>【被害者参加制度】</p> <p>○地方検察庁 ・裁判所への申出 ○日本司法支援センター(法テラス) ・弁護士選定手続の補助 ○裁判所 ・訴訟参加</p> <p>【裁判所】</p> <p>○裁判所 ・証言等の選へい物設置 ・証言時のビデオリンク方式 ・意見陳述 ・優先傍聴 ・訴訟記録の閲覧・複写</p> <p>【被害者賠償請求】</p>	<p>【保護観察所】</p> <p>○保護観察所 ・意見等聴取制度 ・心情等伝達制度 ・加害者に関する情報の通知 ・相談・支援</p>
総合的支援		
<p>○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング</p>	<p>○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング</p>	<p>○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング</p>
経済的支援		
<p>【買付け】</p> <p>○福祉事務所・市担当窓口 ・母子父子等福祉資金貸付金 ・犯罪被害者等貸付金制度 ・高齢療養資金貸付金制度 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金</p> <p>【助成】</p> <p>○市町村 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・特別障害給付金 ・心身障害者医療費助成 ・こども医療費助成 ・要保護及び障害児童生徒援助費 ・高齢療養費の支給</p> <p>【見舞金】</p> <p>○市町村 ・犯罪被害者等見舞金制度 ○(公財)奈良県暴力団追放県民センター ・見舞金制度</p>	<p>【生活保護】</p> <p>○福祉事務所 ・生活保護制度</p> <p>【各種手当】</p> <p>○市町村 ・児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害者福祉手当 ・特別児童扶養手当</p> <p>【障害者手帳の交付】</p> <p>○市町村 ・身体障害者手帳の交付</p>	<p>【遺児への奨学金給付】</p> <p>○(公財)犯罪被害者支援基金 ・奨学金等給付事業 ・支援金支給事業</p> <p>【年金】</p> <p>○市町村 ○年金事務所 ・遺族基礎年金 ・遺族厚生年金 ・障害基礎年金</p> <p>【買付け】</p> <p>○(公財)奈良県暴力団追放県民センター ・損害賠償請求等訴訟費用の貸付け</p>
職業訓練等に係る給付等		
<p>○福祉事務所 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金</p> <p>【就学支援】</p> <p>○幼稚園等、学校 ・幼稚園奨励奨励費補助 ・特別支援教育修学奨励費</p>		
生活基盤の確保		
<p>【生活支援】</p> <p>○保健所 ・一時預かり保育 ○社会福祉協議会 ・日常生活自立支援事業</p> <p>【死亡届の提出】</p> <p>○市町村</p>	<p>【保護施設】</p> <p>○県中央子ども家庭相談センター ○県高田子ども家庭相談センター</p>	<p>【職業相談・職業訓練】</p> <p>○ハローワーク ○公共職業能力開発施設 ○母子職業等就業・自立支援センター</p> <p>【公営住宅】</p> <p>○県・市町村 ・優先入居又は要件緩和</p>
精神的ケア等		
<p>【相談】</p> <p>○保健所・保健センター</p> <p>【カウンセリング】</p> <p>○警察本部 ・部内カウンセラーによるカウンセリング</p>	<p>【相談】</p> <p>○自衛グループ ○社会福祉法人奈良いのちの電話協会</p>	

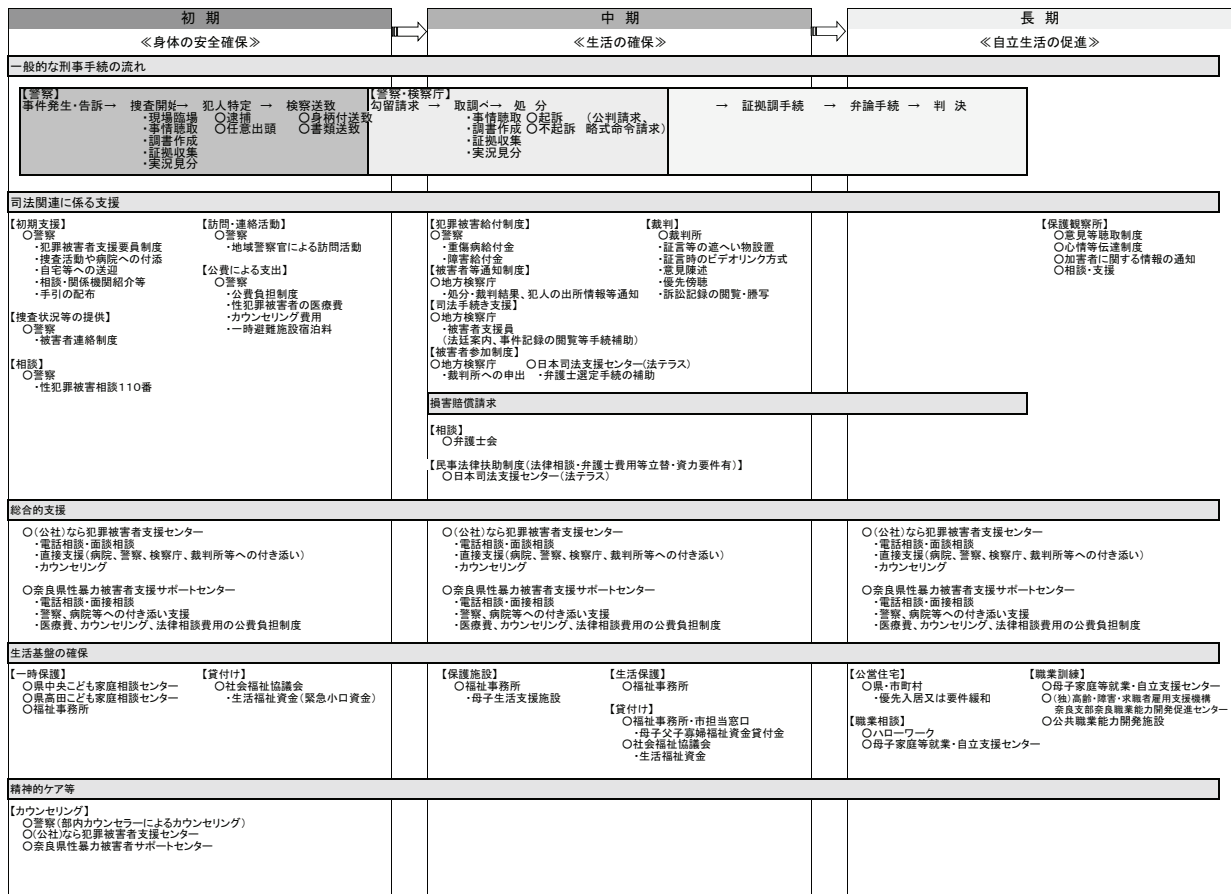
※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
※ここでは、主に県など公共の施設において実施、手続き等をしているものを示します。

2 交通事故による被害を受けた場合(人身事故)

初期	中期	長期
「被害直後の支援」	「損害の回復」	「自立生活の促進」
一般的な刑事手続の流れ		
<p>【警察】</p> <p>事件発生→捜査開始→犯人特定→検察送致</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場臨場 事情聴取 証拠作成 捜査取調 実況見分 <p>○逮捕</p> <p>○身柄付送致</p> <p>○任意出頭</p> <p>○書類送致</p>	<p>【警察・検察庁】</p> <p>勾留請求→取調べ→処分</p> <ul style="list-style-type: none"> 事情聴取 調書作成 鑑定結果 実況見分 <p>○起訴</p> <p>○不起訴</p> <p>○公判請求</p> <p>○略式命令請求</p>	<p>【裁判所】</p> <p>冒頭手続→証拠調手続→弁論手続→判決</p>
司法関連に係る支援		
<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 ・警察総合相談電話 ○警察 ・地域警察官による訪問活動 <p>【初期支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 ・犯罪被害者支援要員制度 ・検査活動や病院への付添 ・自宅等への送迎 ・相談・関係機関紹介等 ・被害者の手引」配付 <p>【公費による支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 ・公費負担制度 ・遺体搬送費用 ・カウンセリング費用 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本司法支援センター(法テラス) ・精通弁護士紹介 	<p>【被害者等通知制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方検察庁 ・処分・裁判結果、犯人の住所情報等通知 【司法手続き支援】 ○地方検察庁 ・被害者支援員 ・法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助) 【被害者参加制度】 ○地方検察庁 ・裁判前への申出 ○日本司法支援センター(法テラス)【母子生活支援施設】 ・弁護士選定手続の補助 【加害者の運転免許の行政処分】 ○加害者に対する懲罰取組日、行政処分結果等の情報提供 <p>【裁判】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○裁判所 ・証言等の受け付け施設 ・証言時のビデオリンク方式 ・意見陳述 ・被告人支援 ・被告人の閲覧・鑑写 <p>生活基盤の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所 ・児童養育施設 ○奈良県交通安全活動推進センター 	<p>【保護観察所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○意見等聴取制度 ○心情報伝達制度 ○加害者に関する情報の通知 ○相談・支援 <p>【職業相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハローワーク <p>【職業訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共職業能力開発施設
総合的支援		
<p>○(公社)なら犯罪被害者支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング 	<p>○(公社)なら犯罪被害者支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング 	<p>○(公社)なら犯罪被害者支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング
損害賠償請求		
<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通事故相談所(県) ○(財)交通事故紛争処理センター ○(一社)日本損害保険協会 ○(財)自賠責保険・共済紛争処理機構 ○(財)日弁連交通事故相談センター <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本司法支援センター(法テラス) 	<p>【解決の過程】</p> <p>交通事故 → 示談交渉 → 調停 → 訴訟 → 和解 → 判決</p> <p>成立 → 不成立 → 成立 → 不調 → 和解 → 不調</p> <p>示談書 → 調停調書 → 和解調書</p> <p>賠償金支払い → 調停 → 和解 → 判決</p> <p>【自賠責保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通事故相談所 ○(財)日本損害保険協会 ○(財)自賠責保険・共済紛争処理センター ・法律相談・和解のあっせん <p>【法律相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(財)日弁連交通事故相談センター ・相談・示談のあっせん、審査 ○日本司法支援センター(法テラス) <p>【民事法律扶助制度(法律相談・弁護士費用等立替・資力要件有)】</p>	
経済的支援		
<p>【医療費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村 ・高額療養費の支給 ・高額療養費金貸付制度 <p>【生活資金助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村 ・遺族基礎年金 ・障害基礎年金 ・特別障害給付金 ・特別障害者手当 ・心身障害者医療費助成 <p>【福祉サービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村 ・身体障害者手帳の交付 	<p>【貸付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所・市担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・児童扶養手当 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金 ・緊急小口資金等 ○(財)自動車事故対策機構 ・交通事故等交付 ・後遺障害保険金(共済金) 一部立替貸付 ・保険金一部立替貸付 ・不履行判決等貸付 <p>【各種手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村 ・児童扶養手当 ○(公財)交通遺児等育成基金 ・育成基金の支給 ○(公財)交通遺児育英会 ・奨学金の貸付 ○(公財)日本財団 ・まごころ奨学金 ○(公財)犯罪被害者救済基金 ・遺児に対する奨学金給与事業 <p>【給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村 ・ひとり親家庭等医療費助成 ○奈良県社会福祉協議会 ・交通遺児奨励金 	<p>【職業訓練等に係る給付等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金
精神的ケア等		
<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所・保健センター 【カウンセリング】 ○警察本部 ・部内カウンセラーによるカウンセリング 	<p>【自助グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間団体 	

※それぞれ支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
 ※ここでは、主に県など公共の施設において実施、手続き等をしているものを示します。

3 性犯罪による被害を受けた場合



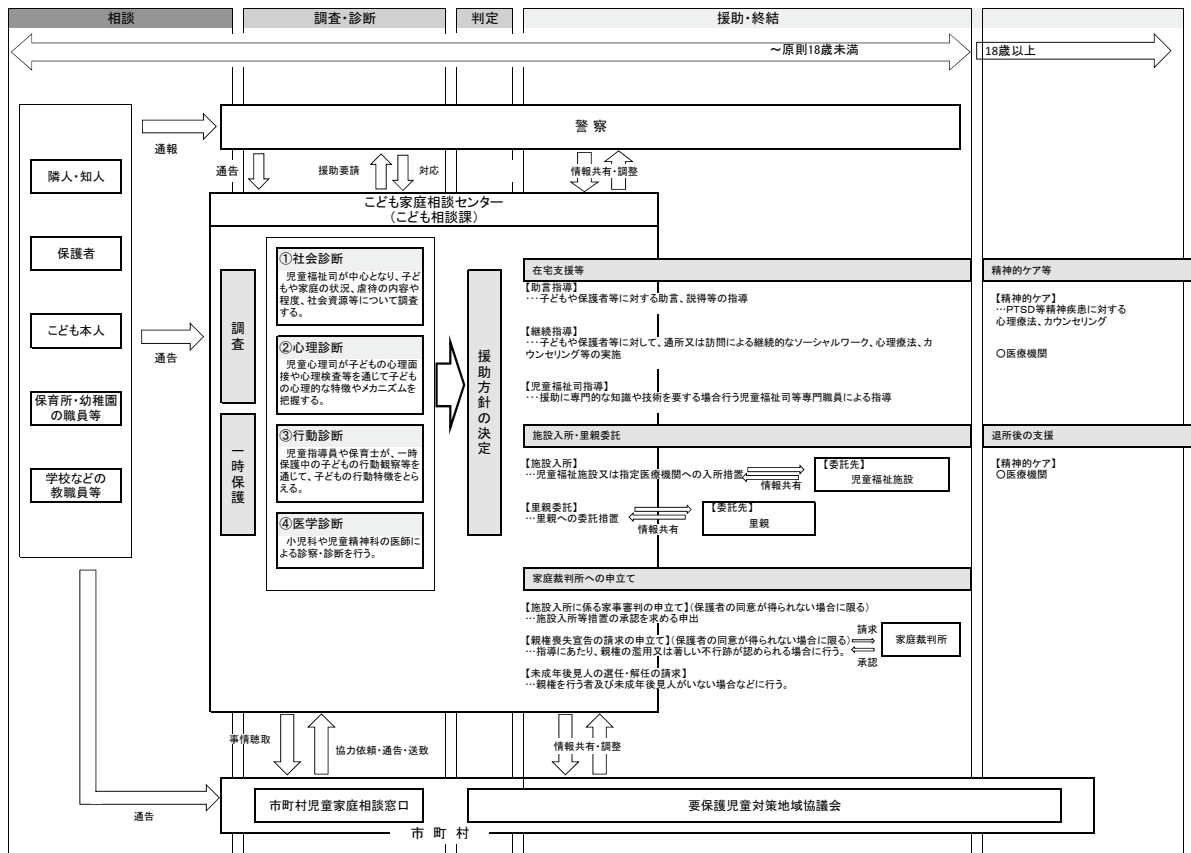
※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
 ※ここでは、主に県など公共の施設において実施、手続き等をしているものを示します。

4 DV被害を受けた場合

初期 《身の安全確保》	中期 《安全な生活確保》	長期 《自立生活の促進》
総合的支援		
<ul style="list-style-type: none"> ○県中央子ども家庭相談センター ○県高田子ども家庭相談センター ・相談(電話、面接) ・法律相談 ・一時保護 ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、 ・来所相談証明等の証明書の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○県中央子ども家庭相談センター ○県高田子ども家庭相談センター ・相談(電話、面接) ・法律相談 ・一時保護 ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、 ・来所相談証明等の証明書の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○県中央子ども家庭相談センター ○県高田子ども家庭相談センター ・相談(電話、面接) ・法律相談 ・一時保護 ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、 ・来所相談証明等の証明書の発行
暴力に対する相談		
<ul style="list-style-type: none"> ○県中央子ども家庭相談センター ・電話相談、面接相談 ○警察 ・警察総合相談電話 ・警察署生活安全課 ○保健所・保健センター ○福祉事務所 ○法務局 ・女性の権利ホットライン 	<ul style="list-style-type: none"> 【法律相談】 ○弁護士会 ○日本司法支援センター(法テラス) ○奈良県女性センター 	
経済的支援		
	<ul style="list-style-type: none"> 【貸付け】 ○社会福祉協議会・市町村 ・生活福祉資金 (緊急小口資金・高齢者支援資金等)【各種手当】 ○市町村 ・児童手当 ・児童扶養手当 ○福祉事務所・市担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 	<ul style="list-style-type: none"> 【生活保護】 ○福祉事務所
		<ul style="list-style-type: none"> 【職業訓練等に係る給付等】 ○福祉事務所 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・母子・父子自立支援プログラム策定等事業 ○母子家庭等就業・自立支援センター ・母子家庭等就業・自立支援事業
加害者からの保護		
<ul style="list-style-type: none"> 【一時保護】 ○県中央子ども家庭相談センター ○警察 ・一時避難施設宿泊料 	<ul style="list-style-type: none"> 【保護命令・仮処分申立】 ○地方裁判所 【被害防止の援助】 ○警察 【住民票写しの交付等の制限】 ○市町村 	<ul style="list-style-type: none"> 【保護命令違反の場合の捜査】 ○警察
生活基盤の確保		
<ul style="list-style-type: none"> 【保護命令申立に関する支援】 ○警察 ○県中央子ども家庭相談センター ○県高田子ども家庭相談センター 	<ul style="list-style-type: none"> 【保護施設】 ○福祉事務所 ・母子生活支援施設 ○市町村 ・高齢者施設 ・障害者施設 	<ul style="list-style-type: none"> 【公営住宅】 ○県・市町村 ・優先入居及び要件緩和 【職業相談】 ○ハローワーク ○奈良県女性センター ○母子家庭等就業・自立支援センター
精神的ケア等		
<ul style="list-style-type: none"> 【相談】 ○奈良県女性センター ○保健所・保健センター ○(公社)なら犯罪被害者支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 【カウンセリング】 ○警察(部内カウンセラーによるカウンセリング) 	
離婚請求		
<ul style="list-style-type: none"> 【相談・弁護士紹介】 ○弁護士会 ○市町村 ○日本司法支援センター(法テラス) 	<ul style="list-style-type: none"> 【離婚調停申立】 ○家庭裁判所 【民事法律扶助制度(法律相談・弁護士費用等立替・資力要件有)】 ○日本司法支援センター(法テラス) 	<ul style="list-style-type: none"> 【裁判】 ○簡易裁判所、地方裁判所

※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
 ※ここでは、主に県など公共の施設において実施、手続き等をしているものを示します。

5 児童虐待を受けた場合



※ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）
 (児童虐待の早期発見等)
 第五条 学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他の児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。
 (児童虐待に係る通告)

4. 各機関・団体における支援業務

<総合的な対応>

- (1) 奈良県 (P. 58)
- (2) 奈良県内市町村 (P. 59)
- (3) 奈良県警察 (P. 72)
- (4) 海上保安庁 (P. 78)
- (5) 法テラス (P. 80)
(日本司法支援センター)
- (6) 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 82)
- (7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金 (P. 83)

<医療・福祉>

- (21) 奈良県精神保健福祉センター (P. 103)
- (22) 福祉事務所 (P. 103)
- (23) 保健所 (P. 104)
- (24) 社会福祉協議会 (P. 105)
- (25) 地域包括支援センター (P. 107)
- (26) 医療機関 (P. 107)
- (27) 一般社団法人奈良県臨床心理士会 (P. 108)
- (28) 社会福祉法人奈良県社会福祉士会 (P. 109)
- (29) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 (P. 110)

<司法関連>

- (再掲) 法テラス (P. 80)
- (8) 地方裁判所・簡易裁判所 (P. 84)
- (9) 家庭裁判所 (P. 86)
- (10) 検察庁 (P. 88)
- (11) 弁護士会 (P. 92)
- (12) 司法書士会 (P. 93)

<就労関連>

- (30) 労働局雇用均等室 (P. 111)
- (31) 労働基準監督署 (P. 112)
- (32) ハローワーク (公共職業安定所) (P. 113)
- (33) 総合労働相談コーナー (P. 114)
- (34) 独立行政法人
雇用・能力開発機構奈良センター (P. 115)
- (35) 公共職業能力開発施設 (P. 116)
- (36) 奈良県労働委員会 (P. 117)
- (37) 奈良県雇用政策課 (P. 118)
- (38) 奈良県奈良・高田しごと i センター (P. 119)

<刑事施設・保護観察所等>

- (13) 矯正管区 (P. 94)
- (14) 刑事施設 (P. 95)
- (15) 少年鑑別所 (P. 95)
- (16) 少年院 (P. 96)
- (17) 地方更生保護委員会 (P. 96)
- (18) 保護観察所 (P. 98)

<人権・外国人対応>

- (19) 法務局・地方法務局 (P. 100)
- (20) 外国人在留総合インフォメーションセンター (P. 102)

<女性・子ども>

- (39) 配偶者暴力相談支援センター (P. 120)
(奈良県中央こども家庭相談センター)
- (40) 奈良県女性センター (P. 121)
- (41) 奈良県性暴力被害者サポートセンター(P. 122)
(NARAハート)
- (42) 婦人相談所 (P. 123)
(奈良県中央こども家庭相談センター)
- (43) 児童相談所(P. 124)
(奈良県こども家庭相談センター)
- (44) 児童家庭支援センター (P. 125)
- (45) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設 (P. 126)
- (46) 母子生活支援施設 (P. 126)
- (47) 母子家庭等就業・自立支援センター (P. 127)
(奈良県母子・スマイルセンター)
- (48) ファミリー・サポート・センター (P. 128)
- (49) 奈良県児童虐待防止ネットワーク「きずな」 (P. 128)
- (50) 奈良県教育委員会 (P. 124)
- (51) 学校 (P. 129)
- (52) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター (P. 130)

<その他>

- (62) 公益財団法人
奈良県暴力団追放県民センター (P. 139)
- (63) 奈良県消費生活センター (P. 140)
- (64) 社会福祉法人 奈良いのちの電話協会 (P. 140)
- (65) 自殺防止センター (P. 141)
- (66) 年金事務所 (旧社会保険事務所) (P. 142)
- (67) 全国健康保険協会(奈良支部) (P. 142)
- (68) 税務署 (P. 142)

<交通事件>

- (53) 奈良県交通事故相談所 (P. 131)
- (54) 奈良県交通安全活動推進センター (P. 131)
- (55) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター (P. 132)
- (56) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター (P. 133)
- (57) 一般社団法人 日本損害保険協会 (P. 134)
- (58) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 135)
- (59) 公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 136)
- (60) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) (P. 137)
- (61) 公益財団法人 交通遺児育英会 (P. 138)

総合的な対応

(1) 奈良県

(組織の紹介)

犯罪被害者等支援相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体がやっている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

1 犯罪被害者等支援相談窓口

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体がやっている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(窓口) 奈良県くらし創造部人権施策課内 (県庁2階)

〒630-8501 奈良市登大路町 30

【電話】 0742-27-8726

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】

近鉄「奈良」 駅下車徒歩 6 分
・「県庁前」バス下車すぐ

【HP】

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1657.htm



2 配偶者等からの暴力被害者、及び犯罪被害者に対する県営住宅への優先入居

(支援概要)

県営住宅の申込枠に、配偶者等からの暴力被害者等を対象とした福祉世帯向け枠を設定しています。

(対象要件)

○配偶者等からの暴力被害者

次のいずれかに該当する世帯。

ア 保護等が終了した日から5年を経過していない人がいる世帯

イ 接近禁止命令又は退去命令がその効力を生じた日から5年を経過していない人がいる世帯(奈良県中央こども家庭相談センター長の証明又はそれに類する証明が必要。)

ウ 保護施設に入居している世帯

総合的な対応

○犯罪被害者

犯罪被害者等で犯罪により従前の住宅に居住することが困難となり、原則、それを客観的に証明できる場合。

3 配偶者等からの暴力被害者に対する県営住宅への申し込み要件の緩和

(支援概要)

通常は県内に居住または勤務していることが必要な県営住宅の申込みについて、配偶者等からの暴力被害者は、この要件が免除されます。

(対象要件)

次のいずれかに該当する世帯。

ア 保護等が終了した日から5年を経過していない人がいる世帯

イ 接近禁止命令又は退去命令がその効力を生じた日から5年を経過していない人がいる世帯(奈良県中央こども家庭相談センター長の証明又はそれに類する証明が必要。)

ウ 保護施設に入居している世帯

(窓口) 奈良県住まいまちづくり課 (県庁分庁舎 6階)

【電話】 0742-27-7539

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【HP】 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12431.htm

(2) 奈良県内市町村

(組織の紹介)

最も県民に身近な基礎的自治体として犯罪被害者等への支援業務を行っています。

また、国、地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要とする支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

(窓口) 市町村犯罪被害者支援担当課 (P. 164)

1 犯罪被害者支援業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な

支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

2 高額療養費の支給・高額療養費資金貸付制度・限度額適用認定証の交付

(高額療養費の支給)

国民健康保険加入者で、同じ月内に同一保険医療機関に支払った自己負担額が一定の金額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

(限度額適用認定証の交付)

国民健康保険加入者が、事前に限度額適用認定証の交付を受けることで、一つの医療機関での支払いが高額療養費の自己負担限度額までの負担で済む制度です。

(高額療養費資金貸付制度)

国民健康保険加入者で、病院の窓口での支払が高額で困難な場合、その支払の一部を貸付する制度です。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

3 遺族基礎年金

(概要)

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を維持されていた子のある配偶者、子に支給されます。

(対象要件等)

- 1 被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき。ただし、死亡した方について、保険料免除期間を含む納付済期間が加入期間の3分の2以上あること。
- 2 死亡した方によって、生計を維持されていた子のある妻(夫)、または子(子が18歳に到達した年度末になるまで、あるいは1級・2級障害のある子の場合には20歳になるまで)が対象。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、日本年金機構へお問い合わせ下さい。

4 障害基礎年金

(支援概要)

障害基礎年金は国民年金加入中に病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

(支給要件等)

- 1 国民年金の被保険者期間中または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間に以下の要件に該当していること。
 - ・障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診察を受け

総合的な対応

た日（これを初診日という）から1年6か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日（症状固定日）に、1、2級の障害の状態にあるとき。

- ・初診日の属する月の前々月までの公的年金加入期間で保険料を納付または免除期間が3分の2以上あること。もしくは直近1年間に未納期間がないこと。

2 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障害の状態にあること
(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、日本年金機構へお問い合わせ下さい。

5 特別障害給付金

(概要)

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情をかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

(支給要件等)

国民年金任意加入対象であった平成3年3月31日以前の学生や昭和61年3月以前の厚生年金、共済組合等加入者の配偶者の方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間に障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診察を受けた日（これを初診日という）があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害の状態にあるとき。（ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。）

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、日本年金機構へお問い合わせ下さい。

6 特別障害者手当

(支援概要・対象要件等)

20歳以上の在宅重度重複障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して、手当を支給します。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

7 身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所への入所、通所、居宅介護の給付、補装具の交付・修理・貸与、医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、公共施設（県）の使用料等の免除、NHK受信料の減免、携帯電話料金の割引、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。

(対象要件等)

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

8 精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の減免、精神障がい者医療費助成制度(1・2級)、NHKの受信料の減免、奈良交通・エヌシーバスの運賃割引、などが受けられます。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

9 診断書料の補助

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付申請等に必要な医師の診断書を取得するための費用の一部を補助します。補助額はその費用の2分の1です。

※補助額以外の経費は有料です。

(対象案件等)

- ・奈良県内市町村に居住地を有する方
- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けようとする方

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194) *実施市町村が限られています。

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

10 自立支援医療費支給制度

(支援概要・対象要件等)

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

精神通院(精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方)、育成医療(身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童)、更生医療(身体障害

総合的な対応

者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、所得に応じて負担上限額があります。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

ただし、育成医療については管轄の保健所 (P. 168 参照) にお問い合わせ下さい。

11 心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成

(支援概要)

心身障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、一部自己負担があります。

(対象要件等) 所得額により、支給できない場合があります。

- ・身体障害者手帳の1級～2級または療育手帳A保持者
 - ※個々の障害が3級以下であるが、総合級で1級～2級であれば対象要件を満たす。
- ・年齢1歳以上

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

(参考) 奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課HP :

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1978.htm

12 精神障害者医療費助成 (一般・後期高齢者)

(支援概要)

精神障害のある方が医療保険による診察を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、一部自己負担があります。

(対象要件等)

- ・精神障害者保健福祉手帳の1級もしくは2級

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

(参考) 奈良県福祉医療部疾病対策課HP :

<http://www.pref.nara.jp/1652.htm>

13 精神障害者医療費助成 (精神通院)

(支援概要)

自立支援医療 (精神通院医療) を利用して医療保険による診察を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、一部自己負担があります。

(対象要件等) ・所得額により、支給できない場合があります。

- ・自立支援医療 (精神通院医療) の受給者

※ただし、社会保険各法の被保険者（本人）は対象外です。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

(参考) 奈良県福祉医療部疾病対策課HP :

<http://www.pref.nara.jp/1652.htm>

14 子ども医療費助成

(支援概要)

小学校就学前の乳幼児（0歳）～小・中学校までの児童（義務教育）が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

ただし、一部自己負担があります。

(対象要件等) ・いずれの学年も対象学年が終了する3月31日まで

市町村によって、対象学年等が異なります。

(1) 中学3年まで（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、山添村、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、上牧町、黒滝村、天川村、下北山村）

(2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（吉野町、野迫川村、平群町）

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

(参考) 奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課HP :

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1646.htm

15 ひとり親家庭等医療費助成

(支援概要・対象要件等)

配偶者のない父・母などで18歳未満の児童を養育している人とその児童等が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担相当額の助成を受けることができます。

ただし、一部自己負担があります。

※所得額により、支給できない場合があります。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

(参考) 奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課

HP : http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1646.htm

総合的な対応

16 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

母子家庭、父子家庭や寡婦の方と面談相談の上、真に必要とされる場合に低金利または無利子で各種資金を貸付し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長を図ることを目的としています。

(対象要件等)

・配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）女子（男子）で20歳未満の児童を扶養している方

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167 参照)

(参考) 奈良県福祉医療部子ども・女性局子ども家庭課家庭福祉係 HP :

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid=12062.htm

17 高等職業訓練促進給付金事業

(支援概要)

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等、経済的自立に効果的な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修学期間の一定期間（上限3年）について、毎月一定額支給する事業です。

また、入学前に御相談があれば養成機関の修了後に入学時の費用の一部を負担する「修了支援給付金」が支給されます。※申請には必ず事前相談が必要です。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- ②養成機関のカリキュラムが1年以上あり、対象資格の取得が見込まれるもの
- ③仕事又は育児と養成機関への通学との両立が困難であると認められるもの
- ④求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練給付金等、高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167 参照)

(参考) 奈良県福祉医療部子ども・女性局子ども家庭課家庭福祉係 HP :

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid=12062.htm

18 自立支援教育訓練給付金事業

(概要)

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職するために有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部が給付されます。申請には必ず受講前に、事前相談が必要です。

(対象講座)

- ①雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定
- ②その他（知事、福祉事務所設置市村の長が対象とする講座）

(受給資格)

- ①児童扶養手当の受給者か、これと同等の所得水準であること
- ②当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること

※雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格のある方も、差額が支給されます。

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167 参照)

(参考) 奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課家庭福祉係 HP :

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid=12062.htm

19 母子 (父子) 家庭等就業・自立支援事業

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

また、養育費に関する相談、ひとり親のための弁護士相談も実施しています。

(対象要件等)

- ・母子 (父子) 家庭等 (夫 (妻) の暴力により母 (父) と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。)

(窓口) 奈良県母子家庭等就業・自立支援センター (P. 127 参照)

20 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

(支援概要)

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子 (父子) 家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(対象要件等)

- ・原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

(窓口) 奈良県母子家庭等就業・自立支援センター (P. 127 参照)

21 交通遺児見舞金・就学援助金

(支援概要)

市内在住の 18 歳未満の者が、交通事故等により父母の一方又は両方を亡くした際には見舞金を、また小学校、中学校、高等学校等に入学するごとに、就学援助金を支給します。

(対象要件等)

(1) 市町村内に住所がある。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 父又は母が交通遺児を伴って再婚 (事実婚を含む) していないこと。

イ 養子縁組により両親が揃っていないこと。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182~194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

総合的な対応

22 遺児手当

(支援概要)

父母の一方または両方が死亡した児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的として支給します。

(対象要件等)

(1) 市町村内に1年以上住所があるもの

(2) 父母の一方又は両方が死亡又はそれと同様の状態が、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194) ※実施市町村が限られています。

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

23 児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

- ・国内市町村に住所があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方。ただし、請求者の前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上ある場合は、支給制限がある。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

24 児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護し、かつ生計を同じくする母(父)又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

奈良県内に居住地を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり(20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む)、次のいずれかの状態にある児童を監護する父母又は養育する者

- ① 父母が婚姻を解消(離婚等)した児童
- ② 父(母)が死亡した児童
- ③ 父(母)が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父(母)が配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令(保護命令)を受けた児童
- ⑦ 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童 など

ただし、様々な支給制限があります。
(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

25 障害児福祉手当

(支援概要・対象要件等)

20歳未満の在宅重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする方に対して、手当を支給します。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

26 特別児童扶養手当

(支援概要・対象要件等)

精神又は身体に重度又は中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。(※支給制限あり)

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

27 就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒援助費)

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒又は入学予定者の保護者に対して、学用品費・給食費等を援助します。

(対象要件等)

- ・当該奈良県内に住所を有し、市町村が設置した小学校又は中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、生活保護受給者又はそれに準じる保護者と認定される方

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

28 幼稚園就園奨励費補助

(支援概要)

当該市町村に住所を有し、「子ども・子育て支援新制度」に移行していない私立幼稚園に就園する幼児の保護者に、所得状況に応じて入園料や保育料を補助します。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

29 特別支援教育就学奨励費

(支援概要)

当該市町村の区域内の公立の小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒

総合的な対応

の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を補助します。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

30 幼稚園・保育園・認定こども園の保育料減免制度

(支援概要)

一定の事由に該当するときに保育料の減免が受けられることがあります。詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194) *実施市町村が限られております。

31 一時預かり保育

(支援概要)

保護者の仕事・疾病・入院・看護・出産・リフレッシュなど家庭で保育が困難な時、緊急、一時的に児童を預かります。

※利用料金が必要です。

(対象要件等)

- (1) 保護者の就労状況等により、家庭における保育が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童
- (2) 保護者の傷病、入院等により緊急又は一時的に保育が必要となり児童
- (3) 保護者の育児に伴う心理的又は肉体的負担を解消するため、一時的に保育が必要となる児童

(窓口) 一時預かり保育を実施している保育所・認定こども園 (P. 178～181 参照)

32 子育て短期支援(ショートステイ)事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上もしくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合、一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護を行っています。

※利用料を負担していただきます。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・児童の保護者の疾病
- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- ・出産、看病、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194) *実施市町村が限られています。

33 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

（支援概要）

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合に、その児童を児童福祉施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。※利用料は自己負担。

（対象要件等）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童
（窓口）市町村担当課（P. 182～194） *実施市町村が限られています。

34 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居

（支援概要）

配偶者からの暴力被害者は公営住宅に優先的に入居できる場合があります。
（窓口）市町村担当課（P. 182～194） *実施市町村が限られています。

35 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居

（支援概要）

配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅へ一時避難先として目的外使用を行うことができる場合があります。
（窓口）市町村担当課（P. 182～194） *実施市町村が限られています。

36 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居

（支援概要）

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）は公営住宅に優先的に入居できる場合があります。
（窓口）市町村担当課（P. 182～194） *実施市町村が限られています。

37 犯罪被害者等の公営住宅への一時入居

（支援概要）

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅へ一時避難先として目的外使用を行うことができます。
（窓口）市町村担当課（P. 182～194） *実施市町村が限られています。

総合的な対応

38 無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、法律問題全般について、弁護士が無料の法律相談を行っています。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194) *実施市町村が限られています。

39 住民票写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・当該市町村の住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

40 犯罪被害者傷害見舞金の給付

(支援概要)

犯罪等により、重症病を負った犯罪被害者本人に対して見舞金を給付します。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*実施市町村が限られています。また、市町村によって、支給対象者の制限や支給額が設けられています。詳しくは、窓口にお問合せ下さい。

41 犯罪被害者遺族見舞金の給付

(支援概要)

犯罪等により、被害者が死亡した場合、遺族に対して見舞金を給付します。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*実施市町村が限られています。また、市町村によって、支給対象者の制限や支給額が設けられています。詳しくは、窓口にお問合せ下さい。

42 貸付金制度

(支援概要)

犯罪等により、生活費や医療費その他緊急で一時的な資金を必要とする場合、貸付金制度が利用できる場合があります。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*実施市町村が限られています。また、市町村によって、支給対象者の制限や貸付金の上限が設けられています。詳しくは、窓口にお問合せ下さい。

(3) 奈良県警察

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

1 被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願ひ、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件・事故担当課 (警察署一覧 P. 165～166)

2 被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件・事故担当課 (警察署一覧 P. 165～166)

総合的な対応

3 地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールを行います。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 警察署事件・事故担当課 (警察署一覧 P. 165～166)

4 各種相談窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に「ナポくん相談コーナー」を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪や被害少年等個別の相談窓口を設けています。

(窓口)

警察総合相談電話【ナポくん相談コーナー】

(プッシュ式)	# (シャープ) 9110	終日
(ダイヤル式)	0742-23-1108	終日
(FAXでの相談)	0742-24-0874	終日
性犯罪被害相談 110 番	0742-24-4110	平日 8:30～17:15
ヤングいじめ 110 番		
(少年サポートセンター)	0742-22-0110	終日
(中南和少年サポートセンター)	0744-34-0110	終日
悪質商法 110 番	0742-24-9441	終日
暴力 110 番	0742-25-0110	終日
薬物被害に関する相談	0742-33-1818	終日
終日 (平日 17:15～8:30 及び土日祝は当直員が担当)		

5 カウンセリング

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署警務課 (警察署一覧 P. 165～166)

6 犯罪被害給付制度

(支援概要)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

犯罪被害者等給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」…犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年令や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
- ・「重傷病給付金」…重大な障害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
- ・「障害給付金」…障害等級1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年令や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族
- ・重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人
- ・障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人

※ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(申請先) 申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署警務課（警察署一覧P.165～166）

7 再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

再被害のおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件担当課（警察署一覧P.165～166）

8 性犯罪被害者への支援

(支援概要)

女性警察官による捜査、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避

総合的な対応

妊等の経費負担（初診料、診断書料、緊急避妊費用等）、県下7交番（近鉄奈良駅前交番・西大寺交番・白庭台交番・天理総合駅前交番・近鉄八木駅前交番・近鉄高田駅前交番・五位堂交番）に女性のための安全相談所の設置を行っています。

緊急避妊等の経費については、警察に届け出た後受診すると、公費で直接医療機関に支払われますが、届出の前に受診した場合には、公費負担できないことがあります。

なお、治療費や投薬料は個人の負担となります。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件担当課（警察署一覧P.165～166）

9 被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

奈良県警察本部少年課

少年サポートセンター 0742-22-0110

中南和少年サポートセンター 0744-27-4544

警察署被害者支援担当課（警察署一覧P.165～166）

10 子ども虐待への対応

(支援概要)

奈良県子ども家庭相談センター等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、女性警察官、少年警察補導員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等、虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

奈良県警察本部少年課

少年サポートセンター 0742-22-0110

中南和少年サポートセンター 0744-27-4544

警察署被害者支援担当課（警察署一覧P.165～166）

11 暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪の被害者に対して、暴力団からの報復等のおそれが認められる場合は、被害者に対する警戒活動及び被害を受けるおそれがある関係箇所に保護機材等を設置しての保護活動を行っています。

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(窓口) 奈良県警察本部組織犯罪対策第二課 0742-23-0110(代)

暴力110番（終日）

0742-25-0110

警察署刑事課（警察署一覧 P. 165～166）（奈良警察署及び橿原警察署は刑事第二課）

12 交通事故被害者への支援

（支援概要）

交通事故被害者等からの相談に応じて、被害者支援・救済制度、警察での交通事故事件捜査の基本的な手続き等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

（窓口）奈良県警察本部交通指導課 0742-23-0110(代)

警察署交通捜査係（警察署一覧 P. 165～166）

13 配偶者からの暴力事案に対する対応

（支援概要）

配偶者からの暴力被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、被害者に対して助言、指導を行い、加害者に対しても必要な助言、警告を行っています。

（窓口）奈良県警察本部人身安全対策課 0742-23-0110(代)

警察署生活安全課（警察署一覧 P. 165～166）

14 ストーカー事案に対する対応

（支援概要）

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

（窓口）奈良県警察本部人身安全対策課 0742-23-0110(代)

警察署生活安全課（警察署一覧 P. 165～166）

総合的な対応

15 各種公費負担制度

- ・捜査に必要な診断書料
- ・医療費（性犯罪を含む一定の身体犯被害者に対する初診料、性犯罪被害に対する初回処置料、初回治療費等）
- ・司法解剖後の遺体搬送費
- ・犯罪により死亡した遺体に対する検案書料
- ・被害者等の一時避難場所の確保に係る宿泊費（自宅が被害現場となり、物理的・精神的に居住が困難な場合）
- ・被害者・遺族等に対する精神科受診費・専門機関におけるカウンセリング費用（投薬費、検査費を除く）
- ・ハウスクリーニング費（自宅等が被害現場となり、血痕等による汚損が激しい場合）
- ・遺体修復費（犯罪による死亡で損傷が激しい遺体）

（窓口）奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室

〒630-8578 奈良市登大路町 80

【電話】 0742-23-0110(代)

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】

近鉄「奈良」駅下車徒歩6分

・「県庁前」バス停下車すぐ

【HP】

<http://www.police.pref.nara.jp/main.htm>

パンフレット：「犯罪の被害にあわれた方とご家族のために」

「交通事故にあわれた方とご家族のために」

「たいせつなあなたへ」



(4)海上保安庁

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

1 被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

2 犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

3 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

4 その他の支援

(支援概要)

1 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

総合的な対応

2 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(窓口) 第五管区海上保安部

〒650-8551 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第二地方合同庁舎 9 階

【電話】 078-391-6556(代)

【受付時間】 平日 8:30～17:15

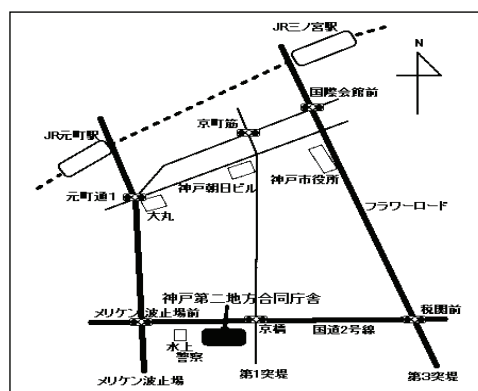
【交通手段】

JR・阪神「元町」駅下車徒歩 10 分

JR・阪神・阪急「三宮」駅下車
徒歩 13 分

詳しくは、海上保安庁へ

【HP】 <https://www.kaiho.mlit.go.jp>



(5) 法テラス: 日本司法支援センター

(組織の紹介)

平成 18 年 4 月に、綜合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。全国に 50 カ所の地方事務所があります。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。

1 コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル

(支援概要)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※料金は全国どこからでも 3分8.5円(税別)です。

【電話番号】0570-079714(「なくことないよ」)

利用時間 平日 9:00~21:00、土曜日 9:00~17:00

- ・ PHS・IP 電話からは、03-6745-5601
- ・ 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル(0570-078374「おなやみなし」)も設け、情報提供しています。

2 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

(支援概要)

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、これを裁判所に通知するとともに、その意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)であること
- ・ 資力(現金・預金等)に関する基準額(200万円未満)に該当すること
(3か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。)

総合的な対応

3 民事法律扶助業務

(支援概要)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

※費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

※民事上のことに限り、ご利用いただけます。

(対象要件等)

- ・収入等が一定額以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談については、この条件は不要です。）
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

4 日弁連委託援助業務

(支援概要)

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※要した費用について、負担をしていただく場合があります。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

(窓口)

・法テラス奈良（日本司法支援センター奈良地方事務所）

〒630-8241 奈良市高天町 38-3

近鉄高天ビル6階

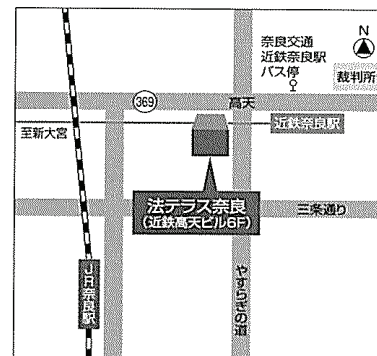
【電話】050-3383-5450

【受付時間】平日 9:00～17:00

【交通手段】近鉄「奈良」駅下車徒歩3分

・コールセンター（犯罪被害者支援ダイヤル）

【電話】0570-079714（「なくことないよ」）



法テラス【HP】<http://www.houterasu.or.jp/>

(6) 奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体**公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター(全国被害者支援ネットワーク加盟団体)****(組織の紹介)**

犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などについての広報啓発活動も行っています。

1 電話相談・面接相談**(支援概要)**

犯罪の被害に遭われた被害者やその家族の相談に応じます。

- ・ 電話相談、面接相談にボランティアの相談員が応じます。
- ・ 必要に応じて臨床心理士、弁護士等専門相談を行います。
- ・ 病院や裁判等への付き添い等直接支援もします。

※週1回臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。(予約制)

(相談窓口)・公益社団法人なら犯罪被害者支援センター

【電話】0742-26-6935 月～金(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00

・ 中南和相談コーナー

【電話】0744-23-0783 月・火(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00

・ 性暴力被害専用電話 (SARASA)

【電話】090-1075-6312 月～金(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00

2 直接的支援**(支援概要)**

家事等の生活支援、警察署・病院・検察庁・刑事裁判への付添い等を必要に応じ行っています。

(相談窓口) 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター事務局

【電話】0742-26-6935 月～金(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00

(窓口) 奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター

〒630-8215 奈良市東向中町6番地 奈良県経済倶楽部 経済会館4階

【電話】0742-26-6935

【受付時間】月～金 10:00～16:00
(年末年始・祝日を除く)

【交通手段】

近鉄「奈良」駅下車徒歩すぐ

JR「奈良」駅下車徒歩20分



(7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

1 奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を給与しています（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等
- ・学校に在学（幼稚園等に在園する3歳以上の幼児から大学院生及び諸外国の大学又は大学院への留学生）し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子、孫、弟妹等

(申出先) 奈良県警察本部県民サービス課【電話】0742-23-0110(代)

2 支援金支給事業

(支援概要)

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給しています。

(対象者) 犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族

(申出先) 公益財団法人犯罪被害救援基金

(窓口) 公益財団法人犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内

【電話】03-5226-1020 【FAX】03-5226-1023

【受付時間】 平日 9:30～18:00

パンフレット：「明日の笑顔のために」を作成しています。

ホームページ：<http://kyuenkikin.or.jp/>

(再掲) 法テラス: 日本司法支援センター

→P. 80 参照

(8) 地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

1 裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

2 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

3 意見陳述

→P. 87 参照

司法関連

4 証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、臨床心理士や民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先) 検察官（刑事事件のみ）または事件を審理している裁判所

5 被害者に関する情報の保護

→P. 90 参照

6 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P. 90 参照

7 損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の一般承継人（相続人など）

※ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

8 刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

(窓口) 奈良地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所

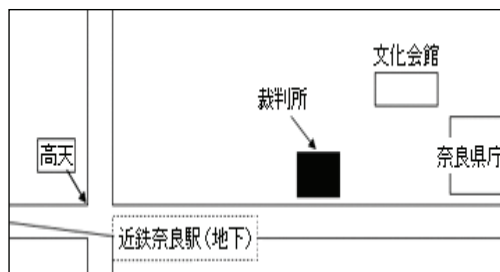
〒630-8213 奈良市登大路町 35

【電話】0742-26-1271(代)

【受付時間】平日 8:30～17:00

【交通手段】

近鉄「奈良」駅下車徒歩5分



【HP】

裁判所における犯罪被害者保護施策：

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/higaiouketakatae-leaflet271022.pdf

少年犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/h30syounenn_higaisya.pdf

(9) 家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

1 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

司法関連

2 意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

3 審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

4 審判状況の説明

(支援概要)

少年事件において、審判期日で行われた手続などについて説明を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

5 審判傍聴

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や自動車運転過失致死傷等の一定の重大事件によって

1 被害者が亡くなった場合

亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

奈良家庭裁判所の連絡先等は P. 86 を参照してください。

(10) 検察庁

(組織の紹介)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

1 被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(窓口) 各地方検察庁設置の被害者ホットライン

奈良地方検察庁 【電話・FAX】0742-27-6861

※各地方検察庁が設置している被害者ホットライン連絡先は、検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」または検察庁ホームページでご確認ください。

2 被害者等通知制度

(支援概要)

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者

(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)

司法関連

- ・目撃者その他の参考人等（一部の通知を除く。）
(申出先) 事件を取り扱った検察庁

3 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

4 確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

※閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

(確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

5 不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件（次頁「刑事裁判への参加（被害者参加制度）」参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

6 法廷での意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）

- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- (申出先) 事件を取り扱った検察庁

7 証言する場合の不安等緩和措置（再掲P. 85）

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、臨床心理士や民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先) 検察官（刑事事件のみ）または事件を審理している裁判所

8 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP. 80 参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

(対象要件等)

殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

※ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

※国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）へ（→P. 80 参照）

9 被害者に関する情報の保護

(支援概要)

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

司法関連

10 被害回復給付金支給制度

(支援概要)

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人から、はく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

(対象要件等)

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先) 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

11 公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

(支援概要)

被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円(コピーの場合は別途コピー代)が必要。

(対象要件等)

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

(窓口) 奈良地方検察庁

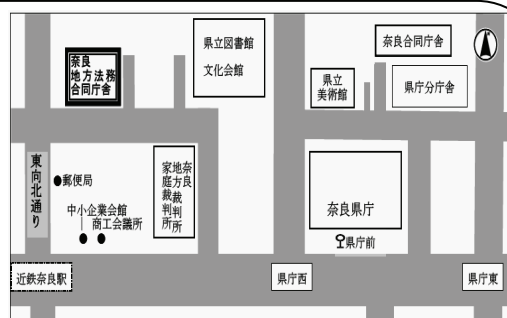
〒630-8213 奈良市登大路町 1-1

奈良地方法務合同庁舎

【電話】 0742-27-6821 (代)

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】 近鉄「奈良」駅下車徒歩 5 分



・ 葛城支部 〒635-0095 大和高田市大中 116-2 【電話】 0745-22-8001

・ 五條支部 〒637-0043 五條市新町 3-3-2 【電話】 0747-22-2783

【HP】 法務省 : <http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11-7.html>

検察庁 : <http://www.kensatsu.go.jp/>

(11) 弁護士会

(組織の紹介)

基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とした弁護士と、弁護士が設立した弁護士法人が会員となっている団体です。弁護士会は、弁護士法に基づき、地方裁判所の区域（管轄）ごとに設立されています。

犯罪被害者支援委員会

(支援概要)

犯罪の被害者またはご遺族からの法律相談（面接相談）を行っています。相談後の支援の内容は、告訴手続き、刑事裁判の傍聴付添い・意見陳述・被害者参加、マスコミ対応、示談交渉、民事裁判の提起等、多岐に渡っています。

詳細は下記ホームページの「法律相談」をご覧ください。

※相談料は、初回無料、2回目以降は、原則として30分5,000円（税別）です。

(窓口) 奈良弁護士会

〒630-8237 奈良市中筋町 22-1

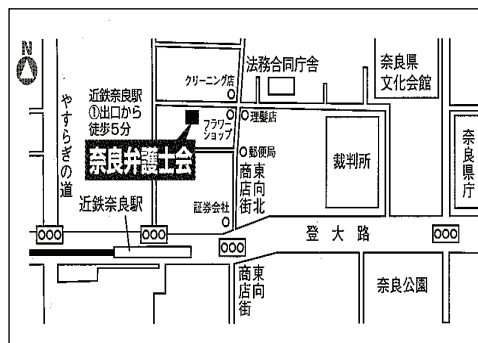
【電話】 0742-22-2035

【受付時間】 平日 9:30～17:00

【交通手段】 近鉄「奈良」駅下車
徒歩5分

(駐車場はありません。)

【HP】 <http://www.naben.or.jp/>



(12) 司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

総合相談センター

(支援概要)

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※相談のみは無料、それ以外は、所定の費用を負担していただきます(分割支払い可能)。

※要予約 予約受付時間 平日 8:40～17:00 【電話】 0742-22-6677

(窓口) 奈良県司法書士会

〒630-8325 奈良市西木辻町 320-5

【電話】 0742-22-6677

【相談時間】 平日 13:00～16:20

【交通手段】

近鉄・JR「奈良」駅から

中循環「西木辻」バス停下車すぐ

【HP】

奈良県司法書士会：<http://narashihou.or.jp/>

日本司法書士会連合会：<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

パンフレット：「犯罪被害にあわれた方へ」を作成しています。



(13) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国 8 か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

1 被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

2 加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

(窓口) 大阪矯正管区

〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-67

大阪合同庁舎第 2 号館別館 7 階

【電話】 06-6941-5751 【受付時間】 平日 9:30～17:00

【交通手段】 地下鉄「谷町四丁目」駅下車 5 番出口すぐ

【HP】 矯正局 : <http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/index.html>

(14) 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

◇ 葛城拘置支所 〒635-0095 大和高田市大中 116 【電話】 0745-22-1051

(15) 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

◇ 奈良少年鑑別所 〒630-8102 奈良市般若寺町 3 【電話】 0742-22-4829

(16)少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

◇奈良少年院 〒631-0811 奈良市秋篠町 1122 【電話】 0742-45-4681

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
- (申出先) 少年鑑別所 (P. 95 (15)少年鑑別所参照)

(17)地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

1 意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が仮釈放等審理中であること
(被害者が害を被った事件の刑の仮釈放審理に限る。)
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
- (申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

2 被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合
 - ・被害者
 - ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- 2 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人(親権者など)
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先) 1 については、事件を取り扱った検察庁

2 については、少年鑑別所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

(窓口) 近畿地方更生保護委員会

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76

大阪合同庁舎第4号館6階

【電話】06-6949-0079

【受付時間】平日 8:30~17:15

【交通手段】地下鉄「谷町四丁目」駅下車
5番出口すぐ



【HP】保護局 : <http://www.moj.go.jp/HOGO/index.html>

(18) 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

1 心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が保護観察中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

2 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

1 加害者が刑事処分になった場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者

（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。）

2 加害者が保護処分になった場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(19) 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

1 常設人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。

(窓口) 法務局・地方法務局又はその支局

【受付時間】 平日 8:30～17:15

2 特設人権相談所

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ) 全国の法務局・地方法務局

3 子どもの人権110番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで子どもからの人権相談に応じています。

(窓口) 0120-007-110 【受付時間】 平日 8:30～17:15

4 女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで女性からの人権相談に応じています。

(窓口) 0570-070-810 【受付時間】 平日 8:30～17:15

5 外国人のための人権相談所

(支援概要)

英語・中国語などの通訳を配置し、日本語による意志疎通が困難な外国人が安心して相談できるようにしています。(開催日、時間などの詳細については下記までお問い合わせ下さい)。

対応言語－中国語、韓国語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語

対応時間－平日 9:00～17:00

(問い合わせ)

奈良地方法務局人権擁護課 0742-23-5457

外国語人権相談ダイヤル 0570-090911

6 インターネット人権相談受付窓口 (SOS-e メール)

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口 (SOS-e メール) を開設し、24 時間 365 日相談を受け付けています。

(窓口) パソコン・携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/>

(窓口) 奈良地方法務局 人権擁護課

〒630-8305 奈良市東紀寺町 3-4-1

奈良第二法務総合庁舎

【電話】 0742-23-5457

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】

近鉄・JR「奈良」駅から

・市内循環「高畑町」バス停下車
徒歩 5 分

・山村町行・藤原台行
「高畑住宅」バス停下車徒歩 3 分



各支局【受付時間】 平日 8:30～17:15

・葛城支局 〒635-0096 大和高田市西町 1-63

【電話】 0745-52-4941

【交通手段】 近鉄「大和高田」駅、JR「高田」駅下車徒歩 10 分

・桜井支局 〒635-0096 桜井市大字粟殿 461-2

【電話】 0744-42-2896

【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 15 分

・五條支局 〒635-0096 五條市新町 3-3-2

【電話】 0747-22-2484

【交通手段】 JR「五條」駅、「大和二見」駅下車徒歩 15 分

【HP】

奈良地方法務局：<http://houmukyoku.moj.go.jp/nara/top.html>

法務省人権擁護局：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

(20) 外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

相談受付

(支援概要)

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。

詳細については、以下を参照してください。

- ・外国人在留総合インフォメーションセンターについて

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

- ・人身取引について

<http://www.immi-moj.go.jp/zinsin/index.html>

(窓口) 外国人在留総合インフォメーションセンター・大阪（大阪入国管理局内）
〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53

【電話】 06-4703-2150

【受付時間】 平日 9:00～16:00

【交通手段】 地下鉄中央線

「コスモスクエア」駅下車すぐ

【HP】 入国管理局：<http://www.immi-moj.go.jp/>

【入国・在留手続等各種問い合わせメールアドレス（日本語対応のみ）】

Info-tokyo@immi-moj.go.jp



就労関連

(21) 奈良県精神保健福祉センター

(組織の紹介)

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための都道府県が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

相談業務

(支援概要)

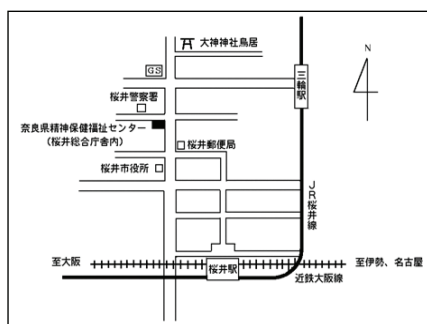
精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)等の精神保健福祉制度に関することや、こころの健康づくりに関すること、精神保健に関する相談及び支援を行っています。

◇ならこころのホットライン【電話】0744-46-5563 平日 9:00～16:00

(窓口) 奈良県精神保健福祉センター

〒633-0062 桜井市粟殿 1000

【電話】0744-47-2251



(22) 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています(都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務となります。)

1 相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

2 生活保護制度

(支援概要・対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全て生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護(支給)を行います。

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167)

(23) 保健所

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市）が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、精神保健福祉士等の医療保健の専門職が働いており、住民の心身の健康増進に取り組んでいます。

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

県内各保健所 【受付時間】 平日 8:30～17:15

・奈良県郡山保健所 〒639-1041 大和郡山市満願寺町 60-1 郡山総合庁舎内

【電話】 0743-51-1091・0195

【交通手段】 法隆寺前行バス「郡山総合庁舎」バス停車すぐ

JR「大和小泉」駅下車徒歩 20 分

・奈良県吉野保健所 〒638-0045 吉野郡下市町新住 15-3

【電話】 0747-52-0551

【交通手段】 近鉄「下市口」駅下車徒歩 15 分

・奈良県内吉野保健所 〒637-0041 五條市本町 3-1-13

【電話】 0747-22-3051

【交通手段】 JR「五条」駅下車徒歩 15 分

・奈良市保健所 〒630-8325 奈良市西木辻町 200-46

【電話】 0742-23-6171

【交通手段】 近鉄・JR「奈良」駅から

市内循環「八軒町」バス停車すぐ

・奈良県中和保健所 〒634-8507 橿原市常盤町 605-5 橿原総合庁舎 1 F

【電話】 0744-48-3030(代)

【交通手段】 近鉄大阪線・橿原線 大和八木駅より

奈良交通バス 八木耳成循環内回り

常盤町東バス停車すぐ

奈良県保健所マップ：<http://www.pref.nara.jp/2980.htm>

(24) 社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

1 福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。※支援にかかる費用の一部負担があります。

(窓口) 市町村社会福祉協議会 (P. 169～170)

2 福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(相談窓口) 奈良県運営適正化委員会

【電話・FAX】0744-29-1212 月～金(休日・年末年始除く) 9:00～17:00

3 日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

加齢や認知症、知的障害・精神障害等により判断能力が低下している方(原則として、成年後見制度対象者は除く)

(窓口) 市町村社会福祉協議会 (P. 169～170)、奈良県社会福祉協議会

4 生活福祉資金

(支援概要)

生活や就業時、また一時的に生活維持が困難となった場合に必要な資金(生活福祉資金)を無利子又は低利で貸し付けます。総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

(窓口) 市町村社会福祉協議会 (P. 169～170)、奈良県社会福祉協議会

5 奈良県交通遺児等援護事業

(支援概要)

交通事故や自然災害により、父又は母等を失った児童の福祉向上と健全な育成を目的に、激励金、入学祝い金、就職・入学準備金の給付を行います。

◇激励金給付事業

18歳未満の遺児1人につき、10万円と図書券1万円を支給

◇入学祝い金給付事業

遺児が小学校、中学校、高等学校に入学したとき各5万円と図書券1万円を給付

◇就職・入学準備金事業

過去に激励金の給付を受けた者等のうち、就職又は大学等への進学予定者1人につき10万円と図書券1万円を給付

◇交流事業

夏の野外活動、クリスマスパーティーなど（奈良県交通災害遺族会、交通事故対策機構友の会と共催）

◇メンタルケア事業

災害等で配偶者を亡くし生活や子育てに不安を持つ方々にカウンセリング機関を紹介し、その相談料の一部を助成。

（窓口）奈良県社会福祉協議会

〒634-0061 橿原市大久保町 320-11

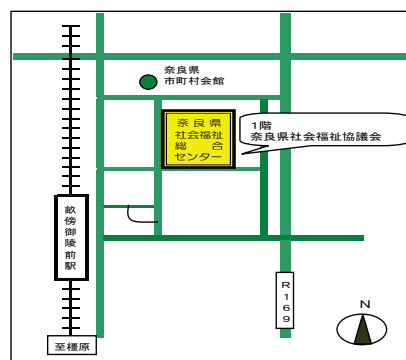
奈良県社会福祉総合センター 1階

【電話】0744-29-0100(代)

【受付時間】平日 9:00～17:00

【交通手段】近鉄「畝傍御陵前」駅下車徒歩1分

【HP】<http://www.nara-shakyo.jp/>



(25) 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

1 総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

2 権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

(問い合わせ) 市町村地域包括支援センター (P. 171～173)

(26) 医療機関(病院・診療所等)

(組織の紹介)

医療を提供する場として、全国で約 18 万施設が存在します。奈良県においては、医療機能に関する一定の情報についてインターネット等で住民が利用しやすい形で公表される仕組み(医療機能情報提供制度)が設けられています。

1 医療の提供等

(支援概要)

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。

また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

【なら医療情報ネット】 <http://www.qq.pref.nara.jp/qq/men/qqtmenuult.aspx>

2 性犯罪被害者への対応

→P. 32 【性犯罪に遭った人への対応】 参照

(27)一般社団法人奈良県臨床心理士会**(組織の紹介)**

臨床心理士は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会により認定された心理臨床の専門職です。心理臨床とは、カウンセリングや心理療法、心理検査等の心理学を基礎とした専門的活動をさします。わが国における心理臨床の専門資格として、広く認知され、国民の生活上のこころの諸問題に対処するために、会員相互で研鑽をつみながら多方面で活動しております。

奈良県臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、会員相互の連携を深め、研修活動を行うほか、こころの健康フォーラムなどの事業を展開してこころの問題についての市民啓発にも努めています。

1 学校緊急支援

奈良県臨床心理士会では、事件事故等の被害に遭われた、または目撃された児童生徒の心理的なケアやサポートの一環として、学校現場における緊急支援を行っています。基本的には学校からの要請が必要になりますので、まずはお子様が通学しておられる学校に、奈良県臨床心理士会に学校緊急支援を要請するようお申し出ください。

2 被害者支援部会

奈良県臨床心理士会には、専門領域ごとに9つの部会があります。その中に「被害者支援部会」もあり、他の部会との連携によって、より専門的な心理的支援を行うことができます。

また、奈良県弁護士会被害者支援委員会とも連携を図っております。奈良県内で臨床心理士が活動する場所をお知りになりたい方は、「こころの健康相談マップ」を作成しておりますので、HPをご覧ください。

3 相談

奈良県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体公益社団法人なら犯罪被害者支援センターの相談員として、当会の臨床心理士が心理相談を行っています。

詳しくは、なら犯罪被害者支援センターにお問い合わせ下さい。

(問い合わせ) 奈良県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 82)

◇一般社団法人奈良県臨床心理士会【HP】<http://www.nscpp.jp>

(28) 社会福祉法人奈良県社会福祉士会

(組織の紹介)

社会福祉法人奈良県社会福祉士会は、「社会福祉士」の職能団体です。

社会福祉士は、社会福祉の専門職として、市町村の行政福祉窓口や福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉施設や病院など、さまざまな組織に所属しています。社会福祉士は、自己研鑽を積み、医療、保健、教育、司法、行政等の関係機関の専門職の人たちと連携し、福祉を必要としている方が地域で安心した生活を送れるように支援しています。

今日、社会福祉の課題はより複雑に、より多岐にわたり、多様化しています。これに対応する社会福祉士は、サービスの質をより高く、公平であることを保証しなければなりません。

そのため、奈良県社会福祉士会は、力を結集して、時代の要請に応えられる資質と技能を高めるための生涯学習制度、情報交換の場を有し、地域住民の信頼にこたえられる社会福祉士を養成するとともに、社会福祉の援助を必要とする方の生活と権利を擁護することを使命として事業を行っています。

【相談活動のご案内】

- ・ 権利擁護センターぱあとなあ・ならの福祉相談

「奈良県社会福祉士会」が組織する『権利擁護センターぱあとなあ・なら』の活動の一環として、成年後見制度の利用相談をはじめ虐待、いじめ問題など各種福祉に関する相談をうけたまわっております。

「成年後見制度」は、高齢、障害により判断能力が不十分な方々が悪徳商法の被害にあったり、相続、売買などの法律問題に出会った時、不利益を被らないように保護し、支援する制度です。また財産管理だけでなく、その人が自分の望む生活を実現し、生活を続けるために援助をすることを目的にしています。私たちは判断能力に支障を持つ方が安心して暮らせるように、相談から成年後見人等の受任まで一貫した専門支援を行っています。

みなさまやご家族、お知り合いの方で、日々の暮らしや財産管理に何かご心配なことがあれば、まず、お気軽にお電話でご相談ください。

(窓口) 社会福祉法人奈良県社会福祉士会

〒630-8213 奈良県奈良市登大路町 36 大和ビル 3 階 近鉄奈良駅徒歩 4 分 (334m)

【受付時間】 平日 10:00～15:00 (土日祝休み)

【電話】 0742-81-8213

【携帯】 090-4275-8107

(29)公益社団法人 日本精神保健福祉士協会

(組織の紹介)

「精神保健福祉士（P SW）」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持（メンタルヘルスケア）に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・医療機関（精神科病院、精神科クリニック、等）
- ・生活支援施設（介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設）
- ・福祉行政の関連機関（地域保健所、都道府県・区市役所、児童相談所など）
- ・その他（社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設など）

都道府県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

(支援概要)

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際に、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を提供します。

◇社団法人日本精神保健福祉士協会【HP】<http://www.japsw.or.jp/>

(30) 労働局雇用均等室

(組織の紹介)

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の法令等に基づき、職場での性別による差別、セクシュアルハラスメント防止対策、妊産婦の健康管理対策、育児・介護休業、パートタイム労働者の均衡待遇や正社員転換推進措置等に関する相談・指導等の業務を行っています。

相談業務

(支援概要)

職場での性別を理由とする差別、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働についての相談を面談・電話で受け付けています。トラブルになっている場合には、紛争解決援助制度による解決の援助も行います。

セクシュアルハラスメント、育児・介護休業の相談に関しては、専門の相談員・指導員が対応します。

(窓口) 奈良労働局 雇用均等室

〒630-8570 奈良市法蓮町 387

奈良第三地方合同庁舎

【電話】 0742-32-0210

【交通手段】 近鉄「新大宮」駅下車徒歩8分

・「一条高校前」、「不退寺口」

バス停下車徒歩2分

【HP】

奈良労働局：<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/>



(31)労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

(窓口)

・奈良労働基準監督署

〒630-8301 奈良市高畑町 552 奈良第二地方合同庁舎内

【電話】 0742-23-0435

【交通手段】 近鉄・JR「奈良」駅から市内循環「高畑町」バス停下車すぐ

・葛城労働基準監督署

〒635-0095 大和高田市大中 393

【電話】 0745-52-5891

【交通手段】 近鉄「大和高田」駅、JR「高田」駅下車徒歩 10 分

・桜井労働基準監督署

〒633-0062 桜井市粟殿 1012

【電話】 0744-42-6901

【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 10 分

・「桜井市庁前」、「川合東口」バス停下車徒歩 2 分

・大淀労働基準監督署

〒638-0821 吉野郡大淀町下淵 364 番地 1

【電話】 0747-52-0261

【交通手段】 近鉄「下市口」駅下車徒歩 10 分

(32)ハローワーク(公共職業安定所)

(組織の紹介)

厚生労働省設置法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、労働者が失業した場合の失業等給付の支給などの業務を行っています。

就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(窓口)

- ・ハローワーク奈良 〒630-8113 奈良市法蓮町 387 奈良第三地方合同庁舎 1F
【電話】 0742-36-1601
【交通手段】 近鉄「新大宮」駅下車徒歩 8 分
・「一条高校前」、「不退寺口」バス停下車徒歩 2 分
- ・ハローワーク大和高田 〒635-8585 大和高田市池田 574-6
【電話】 0745-52-5801
【交通手段】 近鉄「大和高田」駅下車徒歩 15 分
JR「高田」駅下車徒歩 12 分
近鉄「高田市」駅下車徒歩 25 分
- ・ハローワーク桜井 〒633-0007 桜井市外山 285-4-5
【電話】 0744-45-0112(代)
【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 10 分
- ・ハローワーク下市 〒638-0041 吉野郡下市町大字下市 2772-1
【電話】 0747-52-3867
【交通手段】 近鉄「下市口」駅下車徒歩 12 分
・「千石橋南詰」バス停下車徒歩 1 分
- ・ハローワーク大和郡山 〒639-1161 大和郡山市観音寺町 168-1
【電話】 0743-52-4355
【交通手段】 近鉄「郡山」駅下車徒歩 20 分
JR「郡山」駅下車徒歩 10 分

(33)総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、全ての労働基準監督署庁舎内、主要都市の利便性の高い駅周辺に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口) 奈良労働局企画室 【電話】 0742-32-0202

奈良労働基準監督署内 (P. 112)

葛城労働基準監督署内 (P. 112)

桜井労働基準監督署内 (P. 112)

大淀労働基準監督署内 (P. 112)

(34)独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
奈良職業能力開発促進センター(ポリテクセンター奈良)

(組織の紹介)

高齢者等の雇用の安定及び確保、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する必要な事業と、ものづくり分野の離職者・在職者訓練、人材確保に関する諸問題など、雇用問題全般に関する支援を行っています。

(支援概要)

- ・施設内の公的職業訓練（離職者訓練）
- ・民間教育訓練機関を活用した公的職業訓練（求職者支援訓練）
- ・能力開発セミナー（在職者訓練）

(窓口) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部

奈良職業能力開発促進センター

〒634-0033 橿原市城殿町 433

【電話】 0744-22-5224

【交通手段】 近鉄「畝傍御陵前」駅下車
徒歩 15分



(35) 公共職業能力開発施設

(組織の紹介)

奈良県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、設置・運営する施設で、職業能力開発校、職業能力開発促進センターがあります。

職業訓練

(支援概要) 就労に直接関係した技術を身につけるための訓練コースなどを提供しています。

(対象要件等) 求職者

(申込方法) 住所管轄のハローワークより受講の相談、申込書を提出

公共職業能力開発施設

- ・独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
奈良職業能力開発促進センター
(ポリテクセンター奈良)
→P. 115 参照

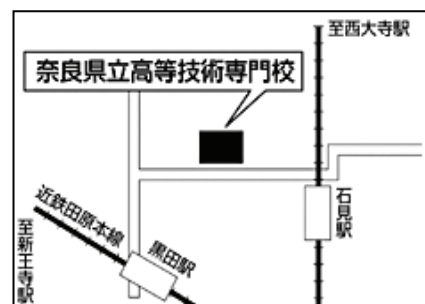
- ・奈良県立高等技術専門学校
〒636-0212 磯城郡三宅町石見 440
【電話】 0745-44-0565
【交通手段】 近鉄「石見」駅下車徒歩 2 分
近鉄「黒田」駅下車徒歩 15 分

公共職業訓練実施機関

- ・財団法人介護労働安定センター奈良支部
〒630-8115 奈良市大宮町 4-266-1 三和大宮ビル 2 階
【電話】 0742-35-2701
【交通手段】 近鉄「新大宮」駅下車徒歩 8 分
JR「奈良」駅下車徒歩 12 分 ・「三条北添川」バス停下車徒歩 1 分

民間教育訓練機関等 (委託訓練)

※設定科目等につきましては、公共職業能力開発施設等にお問い合わせください。



(36) 奈良県労働委員会

(組織の紹介・支援概要)

労働委員会は、中立、公正な立場で労使紛争の迅速、円満な解決に努め、将来に向けて安定・円滑な労使関係を作り上げていく専門的な行政機関で、調整的機能と判定的機能を有しています。

労働争議の調整の申請、個別労働関係紛争のあっせんの申請、不当労働行為の救済申立て手続きなどの相談に応じています。

(窓口) 奈良県労働委員会事務局

〒630-8131 奈良市大森町 57-12 (奈良総合庁舎 2 階)

【電話】 0742-23-3530

【F A X】 0742-23-3530

【交通手段】 JR「奈良」駅下車徒歩 10 分

近鉄「奈良」駅から「大森町」バス停下車徒歩 1 分

(37) 奈良県雇用政策課

(組織の紹介)

県の機関で、個々の求職者に対する就職活動支援や就労者に対する労働相談などの支援を行っています。

1 就職支援

個々の求職者に対する職業能力開発や雇用の促進に関することを行っています。

2 労働相談

労働者・事業主の皆様の労働に関する相談を中小企業労働相談所において、窓口・電話で受け付けています。

◇中小企業労働相談所 年末年始 12/29～1/3 と休日・祝日は除く

・ 中小企業労働相談所

【電 話】 0120-450-355(フリーダイヤル)

【実施日】 月～金 9:00～18:00

・ 北和地区

中小企業労働相談所 〒630-8325 奈良市西木辻町 93-6 奈良労働会館(エムピィ奈良)

【電 話】 0742-26-6900

【実施日】 第1・3 土曜日 13:00～17:00

・ 中和地区

中小企業労働相談所 〒635-0015 大和高田市幸町 2-33 中和労働会館(エムピィ中和)

【電 話】 0745-22-6631

【実施日】 第2・4 土曜日 13:00～17:00

(38) 奈良県奈良・高田しごと i センター

(組織の紹介)

しごとを探すための総合就業相談窓口です。しごと探しのための様々な支援を行っています。

就業相談

キャリアコンサルタントによる就業全般（内職の紹介、斡旋を含む）の相談や情報提供を行っています。

若年者支援

「ならジョブカフェ」において、おおむね 35 歳未満の方（40 代前半の不安定就労者含む）を対象にキャリアコンサルタントによる就業に関する相談・アドバイス等、キャリアカウンセリングを行っています。

無料職業紹介

県内で働きたい方と登録時に面談を行い、県内企業の求人と求職双方の条件に合った職業紹介を行っています。

職業情報提供

仕事に関するインフォメーションセンターとして、各種情報提供とインターネットによる求人検索・パソコンを使つての職業興味検査を行っています。

(窓口)

・奈良県奈良しごと i センター

〒630-8325 奈良市西木辻町 93-6 奈良労働会館内（エルトピア奈良）

【電話】しごと相談ダイヤル：0742-23-5730

無料職業紹介所：0742-23-5729

【F A X】0742-23-5757

【交通手段】JR「奈良」駅下車（東口）から徒歩 5 分

近鉄「奈良」駅から 9 番のりば市内循環内回りバス、
「瓦町」バス停下車すぐ

・奈良県高田しごと i センター

〒635-0015 大和高田市幸町 2-33 奈良県産業会館 3 階

【電話】しごと相談ダイヤル：0745-24-2010

無料職業紹介所：0745-24-2007

【F A X】0745-24-0101

【交通手段】JR「高田」駅（東口）下車すぐ

近鉄「大和高田」駅下車徒歩 5 分

【HP】<http://www.pref.nara.jp/11833.htm>

(39) 配偶者暴力相談支援センター

(組織の紹介)

配偶者(事実婚や元配偶者を含む)からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

奈良県における配偶者暴力相談支援センターの機能は奈良県中央こども家庭相談センターが持っています。県内市町村では、奈良市が開設しています。

1 相談業務等

(支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

2 心理判定の実施

(支援概要)

配偶者からの暴力により精神的被害を受けた被害者に対し、必要に応じ心理判定、メンタルケアを行っています。

3 緊急時における安全の確保及び一時保護

(支援概要)

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な場所にかくまったり避難場所を提供するものです。また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

4 自立支援

(支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

(窓口) 奈良県中央こども家庭相談センター (女性相談課)

〒630-8306 奈良市紀寺町 833

【女性相談】 0742-22-4083

平日 9:00~20:00

【来所予約】 【来所相談】 9:00~16:00 (要予約)

【交通手段】 近鉄・JR「奈良」駅から

市内循環「幸町」バス停下車すぐ

配偶者からの暴力被害者支援情報

【内閣府HP】 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html



(40)奈良県女性センター

(施設の紹介)

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、人材育成や働く女性を支援するための講座・セミナーの開催、相談事業などを行っています。さらに女性グループ・団体の自主的な活動の場の提供も行っています。

1 相談業務

(支援概要)

◇女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みなどの相談を面接、電話により行っています。

また、弁護士による法律相談も実施しています。

面接相談、弁護士相談は予約制です。

【電 話】0742-22-1240 (相談専用)

【相談時間】火～金曜 9:30～17:30 土曜 9:30～20:00 日曜・祝日 9:30～17:00

(いずれも 13:00～14:00 を除く)

◇男性相談

仕事や職場の人間関係の悩み、ストレスなどについての相談を面接、電話により行っています。(面接相談は予約制です。)

【電 話】0742-27-0304 (相談専用) ※予約は0742-27-2300 (代表) へ

【相談時間】毎月第1第3土曜 17:00～20:00

◇働く女性支援相談

仕事と子育ての両立・働き方、再就職、キャリアアップなどの相談を面接、電話相談により行っています。(面接相談は予約制です。)

【電 話】0742-27-2302 (相談専用)

【相談時間】火～土曜 9:30～17:00 (12:30～13:30 を除く)

2 講座・セミナー

(支援内容)

DVの実態、被害女性の心理などを学び、社会全体で支援していくことの大切さを学ぶ講座を実施しています。

3 就労支援

(支援内容)

女性が能力を發揮し、仕事と生活の調和を実現していきいきと働けるよう、働く女性のことに関する相談(前述)や就労を支援する講座を実施しています。

(窓口) 奈良県女性センター

〒630-8216 奈良市東向南通6

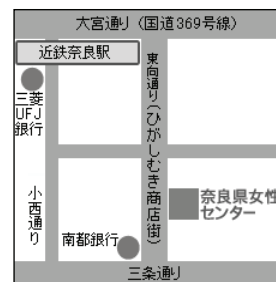
【電話】0742-27-2300

【開館時間】火～土 9:30～20:00、日・祝 9:30～16:30

(月曜が祝日の場合の直後の平日・年末年始を除く)

【交通手段】近鉄「奈良」駅下車徒歩3分

【HP】<http://www.pref.nara.jp/11774.htm>



(41) 奈良県性暴力被害者サポートセンター
(NARAハート)

(施設の紹介)

性暴力の被害からの心身の回復を支援するため、性別にかかわらず電話・面接による相談を行います。また、被害者の意思を尊重しつつ、警察・医療・弁護士・カウンセリングなどにつなぎ、必要に応じて同行支援も行います。

1. 相談窓口

【電話】 0742-81-3118

【相談時間】 火～土曜日 9:30～17:30 (休館日、祝日、年末年始を除く)

2. 性暴力被害者支援公費負担事業

性暴力被害者の身体的・心理的及び経済的な負担を軽減するため、医療費（初診料、緊急避妊処置費用、性感染症検査費用など）、法律相談、カウンセリング費用を公費負担する制度です。

公費負担の対象者、負担の範囲等には一定の条件があります。

(42) 婦人相談所(奈良県中央こども家庭相談センター)

(組織の紹介)

奈良県における婦人相談所の機能を持っています。47 都道府県に設置されています。女性の抱える様々な問題に関する相談業務、一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、多くの都道府県で中心的役割を担っています。また、人身取引被害者の保護も行っています。

1 相談業務

(支援概要)

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援を行います。

(窓口)・奈良県中央こども家庭相談センター (女性相談課) →P. 120 参照

〒630-8306 奈良市紀寺町 833

【電話】 0742-22-4083

・奈良県高田こども家庭相談センター

〒635-0095 大和高田市大中 17-6

【電話】 0745-22-6079

2 一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の意志に基づき、緊急一時保護あるいは施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。

一時保護期間中は、行動観察、短期間の指導・援助、その他必要な支援を行います。

なお、厚生労働大臣が定める基準を満たす者（施設や民間団体）に委託することもあります。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）

(対象要件等)

- ・配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・人身取引の被害を受けた方
- ・売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

(窓口) 奈良県中央こども家庭相談センター →P. 120 参照

〒630-8306 奈良市紀寺町 833

【電話】 0742-22-4083

(43) 児童相談所(奈良県こども家庭相談センター)

(組織の紹介)

奈良県における児童相談所の機能を持っています。原則、18歳未満の子どもの問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(窓口)

- ・奈良県中央こども家庭相談センター（こども支援課） →P. 120 参照
〒630-8306 奈良市紀寺町 833
【こども相談】 0742-26-3788
【受付時間】 平日 9:00～17:00
ただし虐待等緊急の通告は、休日夜間を問わず終日受付
【子どもと家庭テレフォン相談】 0742-23-4152
平日 9:00～20:00 土日祝 9:00～16:00
(年末年始と 12:00～13:00 を除く)
- ・奈良県高田こども家庭相談センター
〒635-0095 大和高田市大中 17-6
【こども相談】 0745-22-6079
【受付時間】 平日 9:00～17:00
【交通手段】 JR「高田」駅下車徒歩 10 分/近鉄「大和高田」駅下車徒歩 15 分

奈良県こども家庭課

【HP】 <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=11752>

(44) 児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行を含め子どもの福祉に関する問題について、子ども、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

相談業務

(支援概要)

子どもの福祉に関する問題について、相談員や心理療法担当職員が相談に応じ必要な助言を行っています。

(窓口)

・児童家庭支援センターてんり

〒632-0018 天理市別所町 715-3

【電話】 0743-63-8162

【受付時間】 10:00～19:00(月～金・日)

※緊急の場合には、休日、夜間も受付

【交通手段】 近鉄・JR「天理」駅から「別所」バス停下車徒歩 15 分

・児童家庭支援センターあすか

〒633-0053 桜井市谷 265-4

【電話】 0744-44-5800

【受付時間】 9:00～17:00 (月～土)

※日・祝・夜間は児童養護施設において受付

【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 13 分

(45) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設

(組織の紹介・支援概要)

◇乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を児童相談所の入所決定により、預かって養育することを目的とする施設です。

◇児童養護施設

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な子どもを児童相談所の入所決定により、預かって養育することを目的とする施設です。

◇児童自立支援施設

不良行為をしたり生活指導等を要する子どもを、児童相談所の決定あるいは家庭裁判所の審判により入所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援・援助することを目的とする施設です。

(相談窓口) 奈良県中央・高田こども家庭相談センター (P. 124 参照)

(46) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

(対象要件等)

- 以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童
- ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

(47)母子家庭等就業・自立支援センター(奈良県スマイルセンター)

(組織の紹介)

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立を目指し、就業相談や求人情報の提供、講習会の開催などを行っています。

配偶者等からの暴力の被害者で母と子で避難をしている方も利用できます。

(支援概要)

就業に関する質問や悩み事の相談後、希望者には『就業支援バンク』に登録していただきます。計画的に求職活動ができるように活動プランを立て、一人ひとりの状況に合わせた就業支援をしています。

就業に結びつく可能性の高い技能を取得するためのITや調理師などの『就業支援講習会』の他、児童扶養手当受給者を対象に、「母子自立支援プログラム」を策定し、ハローワークや福祉事務所と一体となって就業に至るまでのサポートをしています。

また、弁護士による法律相談や、専門の相談員による養育費相談を実施しています。

【相談時間】 9:00～17:00 (月曜日～土曜日)

※日・祝祭日・年末年始を除く

(窓口) 奈良県スマイルセンター

〒630-8325 奈良市西木辻町 93-6

エルトピア奈良 (奈良労働会館) 内

【電話】 0742-24-7624 【FAX】 0742-24-7625

【HP】 <http://www1.odn.ne.jp/smile-center>

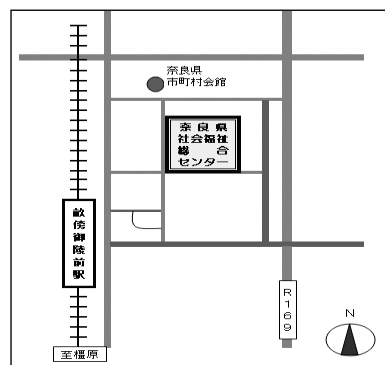
【メール相談専用】 smile-center@tree.odn.ne.jp

※件名には必ず「メール相談」と入力してください。

携帯電話でご利用の場合、ドメイン指定をされていると

返信できないことがあります。

※法律相談・養育費相談は要予約。



(48)ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料が必要です。

(対象要件等) 登録をした会員

(相談窓口) ファミリー・サポート・センター (P. 174)

(49)奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」

(組織の紹介)

さまざまな形で、虐待を受けている子どものいのち、人権を守り、また、虐待の加害者となってしまう人々への援助を目的として、地域社会において子どもの養育、家庭への援助に関わる関係者あるいは保健・医療・福祉・教育・司法等の専門職・機関およびこの活動に賛同する人々との協力のもとに、民間団体として、子どもへの虐待の発見と防止活動への支援を行い、子どもの自立を支援することを目的としています。

(活動の内容)

- 1 地域社会における、子どもへの虐待防止に取り組むための継続的な啓発活動、研修活動を行う。
- 2 子育てのニーズに対応するために相談活動を支援する。
- 3 専門講座(年4回)・事例研究会(年3回)の開催。
- 4 ニュースレターの発行
- 5 効果的な緊急対応ができる地域システムを作るために、日常的な関係機関との連携を図り、情報交換を行う。
- 6 対象者のニーズに応じて、必要な援助の紹介を行う。
- 7 関係機関との協力のもと緊急の場合には危機介入できる体制作りをめざす。

(問い合わせ) 児童家庭支援センターあすか 【電話】 0744-44-5800 (P. 125 参照)

(50) 奈良県教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、心理的援助を必要とする事案に対して、緊急的に専門家（精神科医師、大学教員、臨床心理士等）を派遣するスクールカウンセリングカウンセラー派遣事業を行っています。

相談窓口は、奈良県立教育研究所に開設しており、児童生徒が犯罪被害者となった場合の相談を行うことができます。

◇奈良県立教育研究所（磯城郡田原本町秦庄 22-1）

・電話教育相談（あすなろダイヤル）

【電話】 0744-34-5560 平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～19:00

いじめについての相談は、24 時間で対応しています。

※上記以外の時間帯は奈良いのちの電話（0742-35-1000）に転送されます。

・来所教育相談

平日 9:00～17:00 （水曜日は 9:00～12:00）

あすなろダイヤルで申し込んでください。

特別支援教育就学奨励費

(支援概要)

奈良県内の特別支援学校へ就学する幼児、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を補助します。

(窓口) 奈良県立特別支援学校 (P. 175)

(51) 学校

(組織の紹介)

在籍する児童・生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、派遣されているスクールカウンセラーや市町村教育委員会、外部機関と連携しながら、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

(支援概要)

スクールカウンセラーが派遣された学校においては、スクールカウンセラーが児童・生徒や保護者のカウンセリングを行う他、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが派遣され、災害や犯罪の被害児童・生徒の心のケアを行います。

(問い合わせ) 奈良県立教育研究所 【電話】 0744-33-8904

(52)独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童・生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っており、全国に6か所の支所があります。

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校及び保育所等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給）を行うものです。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター（支所）に対して行い、給付金はセンター（支所）から学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

(対象要件等)

在籍する学校にお問い合わせ下さい。

(窓口) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター大阪支所
〒530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
【電話】 06-6456-3601
【交通手段】 地下鉄「東梅田」駅下車徒歩1分
【HP】 <http://www.jpnsport.go.jp/>

(55)公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

面接相談

(支援概要)

交通事故にあった時、弁償を誰にいくら請求すればいいのか、過失割合はどの程度なのか、加害者になった場合はいくら賠償しなければならぬのか等、不安でわからないことが多いと思います。このような民事上の法律問題について、弁護士が面接相談を行います(無料)。

示談あっ旋

(支援概要)

損害賠償の交渉で相手方と話がかからない場合、弁護士が間に入り双方の言い分を十分に聞き、公正中立な立場で相当な示談案を提示して、早期に適切な示談が成立するよう、示談あっ旋を行っています(無料)。示談あっ旋の申し出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。

(窓口)

【奈良県支部電話】 0742-26-3532

【本部電話】 03-3581-4724

(窓口) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター奈良県支部

〒630-8237 奈良市中筋町 22 番地の 1

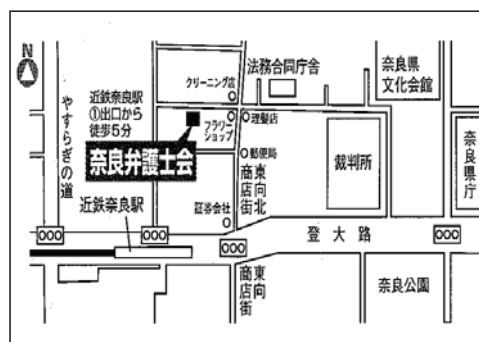
奈良弁護士会内

【電話】 0742-26-3532

【FAX】 0742-23-8319

【受付時間】 平日 9:30~17:00

【交通手段】 近鉄「奈良」駅 1 番出口
徒歩約 5 分



交通事件

(56)公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国に 11 か所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

(支援概要)

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっせん、審査を行います。

(対象要件等)

電話予約の際に案内します。

(窓口) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター大阪支部

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-5-23 小寺プラザビル 4 階南側

【電話】06-6227-0277

【FAX】06-6227-9882

【交通手段】京阪・地下鉄「淀屋橋」駅下車徒歩 7～10 分

京阪・地下鉄「北浜」駅下車徒歩 3 分

利用詳細案内【HP】<http://www.jcstad.or.jp/>

(57)一般社団法人 日本損害保険協会

(組織の紹介)

わが国における損害保険業の健全な発展および信頼性の向上を図ることにより安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的としています。

なお、組織内にそんぽADRセンターを設置し、お客様からのご相談等に対応しています。

そんぽADRセンター

(支援概要)

損害保険に関する一般的な相談・苦情に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社（注）とのトラブルに対し、中立・公正な立場から苦情解決手続きおよび紛争解決手続を行っています。

そんぽADRセンターは、全国に10か所設置しています。

(注) 当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

(窓口) 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

【電話】0570-022808 (通話料有料)

【受付時間】月～金(祝日・休日および12/30～1/4を除く)9:15～17:00

【HP】<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

※IP電話からは、次の直通電話へおかけください。

そんぽADRセンター近畿

〒541-0041 大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階

【電話】06-7634-2321

【受付時間】月～金(祝日・休日および12/30～1/4を除く)9:15～17:00

(58)一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠償保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠償保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。

また、自動車事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

① 紛争処理

(支援概要)

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。

② 相談業務

(支援概要)

自動車事故による被害者等からの相談に対応しています。

(対象要件等)

自賠償保険、自賠償共済に関する事項に限ります。

■ 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

○本部 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階

○大阪支部 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15 モレスコ本町ビル 2 階

電話 0120-159-700 (フリーダイヤル月～金 9:00～12:00 13:00～17:00)

※ホームページ : <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(59)公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

自動車事故により死亡した方の遺族である児童及び交通事故により重度の後遺障害が残った方の子弟である児童の生活基盤の安定を図るため、交通遺児育成基金事業と交通遺児等支援事業の2つの事業を行うことにより、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的としています。

1 交通遺児育成基金事業

交通事故により親を亡くした満16歳未満の児童が、賠償金などから一定額を基金に払い込むことにより、満19歳に達するまで毎月一定額の育成給付金を支給します。

2 交通遺児等支援給付事業

中学校卒業までの交通遺児または交通事故により重度後遺障害を負われた方の子弟がいる生活状態が困窮している家庭に対して一定額を支給します。

(支援概要・対象要件等)

(1) 越年資金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に、児童1人につき一定額を支給します。

(2) 入学支度金

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を受けるために小学校又は中学校に入学する際に、入学する児童1人につき一定額を支給します。

(3) 進学等支援金

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を修了し直ちに上級学校に進学または就職する場合に、児童1人につき一定額を支給します。

(4) 緊急時見舞金

- ①自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の家族が死亡した場合又は重度の後遺障害を被った場合、一家庭につき一定額を支給します。
- ②当該家庭の家屋が災害等により全壊又は半壊の被害を受けた場合に、一家庭につき一定額を支給します。

(窓口) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

事務局：〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

[交通遺児育成基金事業のお問い合わせ]

(電話) 03-5212-4511 (FAX) 03-5212-4512

[交通遺児等支援給付事業のお問い合わせ]

(電話) 03-3237-0158 (FAX) 03-3237-8931

※お問い合わせは、月～金(祝祭日、年末年始を除く)10:00～17:00

【メールアドレス】 info1@kotsuiji.or.jp

【HP】 <http://www.kotsuiji.or.jp>

(60)独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)

(組織の紹介)

自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、被害者の保護を増進しています。

1 介護料の支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給しています。

2 療護施設の設置・運営（重度後遺障害者のための専門病院）

(支援概要)

自動車事故による重度後遺障害者（遷延性意識障害者）のための専門病院（療護施設）を全国10か所で設置・運営しています。

3 交通遺児等貸付

(支援概要)

自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったご家族（生活困窮家庭）のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付を行っています。

4 NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットライン

(支援概要)

上記制度も含め、各種相談窓口を電話で紹介しています。

・NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットライン 電話：0570-000738

（土・日・祝日・年末年始を除く9：00～17：00）

(窓口) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA (ナスバ)) 奈良支所

〒630-8244 奈良市三条町487 小山ビル3階

【電話】0742-22-0613 【FAX】0742-22-0292

※平成31年2月より以下住所に移転する予定です。

〒630-8122 奈良市三条本町9-21JR 奈良伝宝ビル6階 【電話・FAX】未定

【HP】<http://www.nasva.go.jp/>

(61)公益財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること(申込時25歳までの方)

(窓口) 応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

(窓口) 公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6番1号 平河町ビル3階

【電話】03-3556-0771 (代表)

【FAX】03-3556-0775

【HP】<http://www.kotsuiji.com/>

その他

(62) 公益財団法人 奈良県暴力団追放県民センター

(組織の紹介)

暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された団体です。

具体的には、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援等を行っています。

1 暴力相談活動

(支援概要)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復等に向けたアドバイスを行っています。

2 被害者給付金の支給

(支援概要)

奈良県内に居住又は勤務し、奈良県内において暴力団追放運動等に関連し傷害被害を受けた方に対して被害者給付金の支給を行っています。

3 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団等からの被害に係る損害賠償請求訴訟及び奈良県内に設置されている暴力団組事務所の立退訴訟並びに賃貸借契約解除請求等の訴訟に係る費用等について、無利子貸付けを行っています。

なお、貸付には一定の審査があります。

(問い合わせ) 公益財団法人 奈良県暴力団追放県民センター 【電話】 0742-24-8374

(63) 奈良県消費生活センター

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理にあたっています。

相談業務（電話又は来所）

(支援概要) 悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(窓口) 奈良県消費生活センター
〒630-8122 奈良市三条本町8番1号
シルキア奈良2階
【電話】 0742-36-0931
【FAX】 0742-32-2686



奈良県消費生活センター 中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号 コスモスプラザ3階
【電話】 0745-22-0931
【FAX】 0745-22-4999

(共通)

【受付時間】 9:00～16:30 年末年始・土・日・祝祭日除く

(64) 社会福祉法人 奈良いのちの電話協会

(組織の紹介)

奈良いのちの電話は、全国で8番目のいのちの電話として1979年11月1日に発足し、以来「眠らぬダイヤル」として約84万人の方々に寄り添ってきました。

相談業務

(支援概要)

◇さまざまな悩みを持つ人、生きる希望や勇気を失った人などに、電話を通してともに考え、生きる意欲と自信を取り戻してもらうための支援をしています。
所定の研修を受けた相談員が年中無休、24時間相談に応じています。

【相談電話】

奈良いのちの電話 0742-35-1000

フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」0120-783-556

その他

ナビダイヤル 「自殺予防いのちの電話」 0570-783-556

インターネット相談 <https://www.inochinodenwa.org/>

すこやかテレフォン 0742-35-1002

月～金 18:00～21:00 土日祝 10:00～16:00

子ども専用リーダヤル「チャイルドライン」 0120-99-7777

よりそいの会あかり 0742-35-7200 毎火曜日 10:00～16:00

0742-93-8397 毎木曜日 13:30～16:30

(65) 自殺防止センター

(組織の紹介)

自殺を考えているほどの苦悩状態にある人々に感情面での支えを提供することを目的とした、ボランティア団体です。

1 相談業務

(支援概要)

自殺を考えている人や、その家族・遺族の訴えに対し、「聴く」ことで、精神的な負担の軽減に努めます。

- ・ 自死遺族の会（自殺で大切な家族を亡くされた方のわかち合いの会）

「土曜日のつどい」 毎月第1土曜日（1月・5月除く） 14:00～16:00

大阪南中央区南船場 1-11-9

「水曜日のつどい」 毎月第3水曜日 17:00～19:00 茨木市内

- ・ 電話相談 大阪自殺防止センター【電話】06-6260-4343 金曜13時～日曜22時

2 自助グループへの支援

(支援概要)

同じような悩みを抱えている方に、交流場所を提供しています。

◇大阪自殺防止センター事務局【電話】06-6260-2155

(66)年金事務所

名 称	住 所	電 話	管轄地域
奈良年金事務所	〒630-8512 奈良市芝辻町 4-9-4	0742-35-1371	奈良市、大和郡山市、 生駒市、生駒郡
桜井年金事務所	〒633-8501 桜井市大字谷 88-1	0744-42-0033	桜井市、天理市、橿原市、 宇陀市、山辺郡、磯城郡、 宇陀郡、高市郡、 吉野郡のうち東吉野村
大和高田年金事務所	〒635-8531 大和高田市幸町 5-11	0745-22-3531	大和高田市、五條市、御所市、香 芝市、葛城市、北葛城郡、 吉野郡（東吉野村を除く。）
街角の年金相談セン ター 奈良	〒630-8115 奈良市大宮町 4-281 新大宮センタービル 1 階	0742-36-6501	

(67)全国健康保険協会(奈良支部)

名 称	住 所	電 話
奈良支部	〒630-8535 奈良市大宮町 7-1-33 奈良センタービル 4 階	0742-30-3700

(68)税務署

名 称	住 所	電 話	管轄地域
奈良税務署	〒630-8567 奈良市登大路町 81 奈良合同庁舎	0742-26-1201	奈良市、大和郡山市、天理市、 生駒市、生駒郡
葛城税務署	〒635-8503 大和高田市西町 1-15	0745-22-2721	大和高田市、橿原市、五條市、 御所市、香芝市、葛城市、高市郡、北 葛城郡
桜井税務署	〒633-8555 桜井市栗殿 185-4	0744-42-3501	桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇 陀郡
吉野税務署	〒639-3194 吉野郡吉野町丹治 200-1	0746-32-3385	吉野郡